

水戸市原子力防災対策会議について

1 経緯、目的

本市は、東海第二発電所をはじめとする原子力災害への備えとして、広域避難計画の策定など各種対策を強化しているところであります。

東海第二発電所の安全対策等については、本市を含めた周辺6市村が意見を述べ、事業者である日本原電の対策に反映させる権限などを5年8か月にわたり求めてきました。その取組が実を結び、今年の3月29日に、東海第二発電所に係る安全協定を見直し、権限を得たところであります。

本市としては、新たに得た権限に責任を持ち、東海第二発電所の安全性等をしっかりと見極めることのできる体制を構築するため、今年度、「原子力安全対策係」を新設するとともに、「水戸市原子力防災対策会議」を設置し、原子力の専門的知見を有する学識経験者、市民など、幅広い分野、多様な視点から、御意見をいただく場を設けることとしたところであります。

2 会議の出席者等

- (1) 定数 17人以内
- (2) 出席者 学識経験者、関係機関及び団体の役職員並びに市民のうちから、市長が依頼するもの
とします。
- (3) 運営等 会議の出席者は、原則、公開とします。
会議は非公開とし、会議終了後に内容要旨を市ホームページ等で公開します。

3 添付資料

- 資料1 水戸市原子力防災対策会議要項
資料2 水戸市原子力防災対策会議出席者一覧

水戸市原子力防災対策会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、東海第二発電所をはじめとする本市周辺の原子力施設の安全対策に係る技術的・専門的な観点など幅広い分野からの意見及び助言を募り、原子力防災対策の充実・強化を図るために開催する水戸市原子力防災対策会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(出席者)

第2条 会議の出席者の定数は、17人以内とする。

2 出席者は、学識経験者、関係機関及び団体の役職員並びに市民のうちから市長が依頼する。

(会議)

第3条 会議に、出席者の互選により座長を置く。

2 座長は、会議を進行する。

3 会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、市民協働部防災・危機管理課において行う。

(補則)

第5条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議の上、決定する。

水戸市原子力防災対策会議出席者一覧

	区分	氏名	職名等
1	学識経験者 (原子炉工学)	岡本 孝司	東京大学 大学院工学系研究科 原子力専攻 教授
2	学識経験者 (建築構造地震工学)	高田 毅士	東京大学 大学院工学系研究科 建築学専攻 教授
3	学識経験者 (地震学)	藤原 広行	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 社会防災システム研究部門長
4	学識経験者 (放射線生物学)	田内 広	茨城大学 大学院理工学研究科 量子線科学専攻 理学部長
5	学識経験者 (放射線防護)	明石 真言	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 執行役
6	学識経験者 (医師)	田口 雅一	一般社団法人 水戸市医師会 理事
7	学識経験者 (薬剤師)	奥田 猛	一般社団法人 水戸薬剤師会 会長
8	学識経験者 (原子力防災経験者)	山田 広次	元茨城県職員 ※県職員として、JCO事故、福島第一発電所事故等の対応を担当した経験を有する。
9	関係機関・団体の 役職員	櫻場 誠二	水戸商工会議所 副会頭
10	関係機関・団体の 役職員	加藤 高藏	一般社団法人 水戸観光コンベンション協会 会長
11	市民	大関 茂	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 会長
12	市民	堀井 武重	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長
13	市民	小田倉 康家	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長
14	市民	海老根 正夫	水戸市消防団 団長
15	市民	久信田 もと子	水戸市地域女性団体連絡会 会長
16	市民	松本 千代	水戸市女性防火クラブ連合会 会長
17	市民	脇 健仁	水戸市PTA連絡協議会 会長